

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願第7号	脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書	高崎市山名町 2294-16 群馬県脳脊髄液減少症患者会 代表 小野寺 都志子	平成26年11月20日
		前田 善成	厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツによる外傷、日常生活での頭部や身体に受ける衝撃等により、脳及び脊髄を取り囲む硬膜から脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛・めまい・しびれ・吐き気・視力や思考力の低下・うつ症状等の様々な症状が複合的に発現する病態とされます。この病気により患者は、日々に増す症状の苦しみのみならず、ブラッドパッチ（硬膜外自家血注入）治療の有用性は認められながらも、これに保険が適用されないことによる大きな経済的負担や周囲の理解不足も加わって、離職や離婚・不登校など、社会及び家庭生活の崩壊を来し、本症による2次的な影響を拡大させていることもしばしばです。このような状況の中、未だ医療現場では症状の原因の特定が困難なために、「精神的なもの」と判断し、患者の症状を進行させていること多々です。</p> <p>平成23年度、厚生労働省の本症の診断・治療法の確立に関する研究班の報告では、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは稀ではない」と明記され、従前の、外傷による髄液漏れなどありえないとしてきた医学界の常識を覆す結果となりました。</p> <p>更に、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断・判定基準が定められ、平成24年5月にはブラッドパッチ療法について「先進医療」が認められ、同年7月から平成26年度の保険適用を目指し、同療法の治療基準作りが開始されました。</p> <p>加えて、同研究班による世界初の、脳脊髄液減少症患者の8割を占める（上記診断基準外の）周辺病態の研究も並行して行われることになっており、その解明に大きな期待が寄せられています。</p> <p>みなかみ町議会におかれましては、以上の現状を踏まえ、以下の事項につき、国において適切な措置が講じられるように、衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛に、意見書を提出していただけますようお願い申し上げます。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 脳脊髄液減少症の治療法を早期に確立し、その診断やブラッドパッチ療法を含む治療に対して速やかに医療保険を適用すること。 2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を今後も継続し「診療ガイドラインの早期作成とともに、周辺病態の解明を着実にを行うこと。 3. 交通事故やスポーツ外傷を典型的な原因とする脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。 4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県の拠点病院に早急に設置すること。 			

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第8号	J Aグループの自己改革の実現に向けた請願	沼田市東原新町 1940-1 利根沼田農業協同組合 代表理事組合長 小林 一太	平成26年11月26日
		林 喜美雄・小野 章一	産業観光常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>我々は、農業者の職能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後ともJ Aグループが目指す基本方向である。</p> <p>政府は、本年6月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定した。</p> <p>農協改革は自ら主体的に取り組むものであり、一方的な「改革」の押し付けは、農業の生産現場や農業・農村地域に大きな混乱をもたらすことが危惧される。J Aグループは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組むものである。</p> <p>こうした状況の中、J Aグループは11月6日に中間とりまとめ結果を決定し、実現に向けた取り組みを進めているところである。</p> <p>この趣旨を十分ご理解いただき、農協改革に関する次の事項をみなかみ町議会において決議し、政府、国会に強く働き掛けることを請願致します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 農協改革は自ら主体的に取り組むものであり、政府・国会における検討にあたっては、現場の実態を十分に理解し、J Aグループの地域農業・生活・経済に果たす役割と価値を踏まえ、J Aグループの自己改革を尊重しその取り組みを後押しするよう政府・国会に働きかけること。</p> <p>2. 農協改革にともなう農協法等の改正については、次の事項の実現を政府・国会に働きかけること。</p> <p>(1) 農協法の目的に地域の振興や農業の多面的機能の発揮について位置付けること。また、農協の事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。</p> <p>(2) 准組合員については、農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。</p> <p>(3) 農協・連合会の事業方式・ガバナンス制度については、協同組合としての事業・組織を制約する一方的な変更を行わないこと。また、法人形態の転換等は強制しないこと。</p> <p>(4) 中央会については、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるように、農協法上に位置付けること。</p>		

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書	みなかみ町上津 1217-2 みなかみ町下区長 奈良 重男	平成26年11月17日 産業観光常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>私どもは地元みなかみ町上津の国道17号線沿線に土地を有する地権者であり近隣に生活する町民です。</p> <p>月夜野バイパスが開通して既に数十年が経過いたしました。開通後は、高崎・前橋方面への移動時間が短縮し、自動車で遠方に出かける際の利便性が大幅に向上致しました。しかし、現在では近くの沿道には飲食店しかなく、生活するために欠かせない日常必需品・食料品を購入する店舗がないことに不便を感じています。また、昨今問題になっている少子高齢化が近隣でも現実のものとなり、高齢者が増えてより近くに店舗があることの必要性が高くなってきました。旧新治村にあったスーパーマーケットも去年閉店し、ますます不便さに拍車をかける状態になっています。同じ国道17号沿いでも、沼田市には「カワチ薬品」があり、新規に商業施設が出来るうわさも聞いてます。近隣の町民も多くの人が、沼田市に買い物に行っている状況です。みなかみ町の町民が他の市町村で買い物することは、本来みなかみ町に入るべき税収の減少になっていると考えられます。みなかみ町に商業施設ができることにより、「住民の利便性向上・雇用の拡大・税収の増加」などの大きな経済効果を生み出します。</p> <p>是非、月夜野バイパス沿道の上津に商業施設が出店できるようご配慮をお願い致します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1. 出店要望企業があり、法的に問題がなければ実現可能なため、商業施設誘致にあたり、建設予定地を農業振興地域から除外してほしい。</p>		

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 3 号	猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書	みなかみ町猿ヶ京温泉 1132-5 猿ヶ京区長 田村 清	平成26年11月18日 産業観光常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>民間団体「日本創成会議」の試算では将来人口減少で896市町村が消滅する可能性があるとした試算をしました。地方の重要性を重く見て、政府は「まち・ひと・しごと」を基本に地域創生本部を設立し方針を提示しました。「地方のことは地方が主体的に考え実行していく。その応援を国はします」と石破大臣は言っておられます。これら政策を具現化するためいち早く、みなかみ町では、町づくりビジョン策定委員会を設置したと伺っております。猿ヶ京温泉は景気低迷の影響が続き、存続すら危ぶまれる状況にあります。しかし、諦めと悲観論では解決できず、今生きる我々は、先祖の時代から引き継いだこの地域と温泉地を恒常的に発展させて次世代に引き継ぐ責任があります。</p> <p>現状を正しく認識し、与えられた資源を有効に活用する知恵と勇気が大事であり、できることから行動を起こすことが肝要であると思います。</p> <p>そこで猿ヶ京区民は地域を再生し、住む人・訪れる人にとって快適な温泉地を創造するために、かねてより「猿ヶ京活性化委員会」を組織して活性化に取り組んでいます。その活動状況は、猿ヶ京区民が耕作放棄地に花を植え、蕎麦をまき、蛍の育つ環境を整備し、さらには採草地の大多和牧場に樹木や花の植栽等に汗を流しています。また、みなかみ町の所有する鶏舎跡地を有効活動するため周辺土地を含めサッカー場開発の調査研究等を行っています。しかし地域が取り組む事業活動には時間や予算等に限度があります。今日まで他区より高額な区費を区民にお願いして取り組んできましたが、事業量的にも区行政で対応するのは限界があります。</p> <p>つきましては、下記の陳情事項を事業実施計画に取り入れていただき、猿ヶ京温泉の再開発をして実現して下さるよう区民を代表して心よりお願い申し上げます。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>(1) 町所有の鶏舎跡地並びに周辺民有地を含めサッカー場を建設してください。</p> <p>(2) サッカー場にはサッカー用クラブハウスを建設してください。</p>		

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 4号	年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書	沼田市白岩町 213 日本労働組合総連合会沼田地域協議会 議長 宮下 昌文	平成26年11月25日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。</p> <p>そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。</p> <p>年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、もっぱら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。</p> <p>リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることとなります。よって、以下の内容について、政府へ意見書を提出していただくよう陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。 	厚生常任委員会	